

証券コード 3926  
2020年6月3日

株 主 各 位

東京都港区赤坂二丁目17番7号  
株式会社オープンドア  
代表取締役社長 関 根 大 介

## 第23回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第23回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月19日（金曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月22日（月曜日）午前10時

2. 場 所 東京都港区元赤坂二丁目2番23号  
明治記念館 2階 鳳凰の間  
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

### 3. 目的事項 報告事項

1. 第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

### 決議事項

- 第1号議案 取締役1名選任の件
- 第2号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
- 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

以 上

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

**当日ご出席の方へのお土産等のご用意はございません。予めご了承いただきますようお願い申し上げます。**

本招集ご通知に提供すべき書類のうち、次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.opendoor.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
- ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、これらの事項は、会計監査人又は監査役が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類に含まれております。

事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.opendoor.co.jp/>) に掲載させていただきます。

#### **<新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ>**

- 本株主総会にご出席される株主様におかれましては、新型コロナウイルスの感染予防のためマスクの着用をお願い申し上げます。体調のすぐれない株主様におかれましては、どうぞご無理をなさらぬようお願い申し上げます。
- 当社運営スタッフにおきましては、マスク着用にて対応させていただきます。
- 株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.opendoor.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいよう、併せてお願い申し上げます。

(提供書面)

## 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、大型台風など相次ぐ自然災害の経済に与える影響や、消費税率引上げ後の消費者マインドの動向が懸念される中、輸出を中心に弱さが長引いているものの、雇用・所得環境の改善や各種の政策効果もあり、景気は緩やかに回復していましたが、年度末にかけて新型コロナウイルス感染症の影響により急速に悪化し、極めて厳しい状況になりました。

旅行業界におきましては、ゴールデンウィーク10連休による特需はあったものの、6月以降はその反動や東アジアの情勢不安、大型台風などの影響により、海外旅行・国内旅行ともに複数の月で主要旅行業者の旅行総取扱額が前年同月比を下回るなど弱さが見られました。加えて、2020年1月から3月にかけては新型コロナウイルス感染症の拡大により、日本を含む多くの国において海外渡航制限や外出自粛・禁止の措置が取られたことから、旅行需要が大幅に減退する状況となりました。（出所：観光庁「主要旅行業者の旅行取扱状況速報」）

このような状況のもと、当社の旅行関連事業におきましては、旅行需要にタイミングを合わせたテレビCM放送による認知の拡大とともに、国内及び海外の旅行サイトとの直接連携の加速による商品情報の拡充、ユーザー要望の強い空席表示対応商品の拡大を図り、収益率の向上に努めてまいりましたが、第4四半期においては新型コロナウイルス感染拡大による旅行需要減退の影響を受けました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,936,987千円（前期比0.7%減）、営業利益は1,538,415千円（前期比9.7%減）、経常利益は1,540,823千円（前期比9.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は925,409千円（前期比15.8%減）となりました。

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書  
類

計算  
書類

監査  
報告

株主  
総会  
参考書  
類

- ② 設備投資の状況  
特記すべき事項はありません。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

## ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                     | 第 20 期<br>(2017年3月期) | 第 21 期<br>(2018年3月期) | 第 22 期<br>(2019年3月期) | 第 23 期<br>(当連結会計年度)<br>(2020年3月期) |
|-------------------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高(千円)               | 2,996,855            | 4,009,795            | 4,969,755            | 4,936,987                         |
| 経 常 利 益(千円)             | 1,006,222            | 1,163,831            | 1,708,016            | 1,540,823                         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益(千円) | 632,815              | 756,689              | 1,099,249            | 925,409                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)          | 20.53                | 24.44                | 35.48                | 29.85                             |
| 総 資 産(千円)               | 4,050,450            | 4,984,176            | 6,312,084            | 6,744,574                         |
| 純 資 産(千円)               | 3,345,630            | 4,139,530            | 5,202,213            | 6,123,995                         |
| 1株当たり純資産額 (円)           | 108.13               | 133.63               | 167.84               | 197.46                            |

(注) 当社は2016年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2018年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分             | 第 20 期<br>(2017年3月期) | 第 21 期<br>(2018年3月期) | 第 22 期<br>(2019年3月期) | 第 23 期<br>(当事業年度)<br>(2020年3月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高(千円)       | 2,924,415            | 3,936,131            | 4,837,756            | 4,742,931                       |
| 経 常 利 益(千円)     | 990,740              | 1,156,933            | 1,677,676            | 1,486,260                       |
| 当 期 純 利 益(千円)   | 620,138              | 752,055              | 1,074,655            | 887,831                         |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 20.12                | 24.29                | 34.68                | 28.64                           |
| 総 資 産(千円)       | 3,879,839            | 4,816,329            | 5,911,745            | 6,487,563                       |
| 純 資 産(千円)       | 3,328,651            | 4,117,916            | 5,156,006            | 6,040,209                       |
| 1 株当たり純資産額 (円)  | 107.58               | 132.93               | 166.35               | 194.76                          |

(注) 当社は2016年7月1日付で普通株式1株につき2株の割合で、2018年2月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金    | 当社の議決権比率 | 主 要 な 事 業 内 容    |
|-----------------------|----------|----------|------------------|
| ホ テ ル ス キ ッ プ 株 式 会 社 | 86,000千円 | 100%     | ホテル・航空券の予約、手配、販売 |

### ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

旅行業界は、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行需要の急激な落ち込みという課題を抱えています。

しかしながら、潜在的な旅行需要そのものがなくなったわけではなく、感染が収束し一定の期間を経れば、旅行需要は回復するものと見込まれます。

当社といたしましては、新型コロナウイルス影響の収束後に回復の波を捉えるのみならず飛躍的な成長を遂げられるよう、変化対応力に磨きをかけ、さらなる収益機会拡大・収益力強化を図ってまいります。

そのためには、旅行需要の低迷期を乗り切る必要がある一方で、オンライン旅行業界における当社としての優位性を保ちつつ、IT業界における技術革新に対応するために、ユーザーに提供すべき情報やサービスの質及び量も今まで以上に高めていく必要があります。

そのような中、当社グループが対処すべき主な課題は以下のとおりです。

##### ① 既存事業の展開

当社グループが運営するサイト「トラベルコ」は、海外旅行及び国内旅行に関連する様々なコンテンツを提供しておりますが、当社グループとしましては、新型コロナウイルスの感染拡大による旅行需要の低迷期においても、内部留保の活用によるサービス機能強化への投資を継続し、常にコンテンツ量の拡大及び質の向上を図ることにより、新たなユーザーの獲得を目指してまいります。

##### ② ブランドの知名度向上

当社グループが提供する各サービスの利用拡大と継続的な企業価値の向上を実現していくためには、サービスの知名度やグループ全体のコーポレートブランド価値の向上が不可欠であると考えております。また、当社グループの事業を支える優秀な人材の獲得や他社との提携等を有利に進めるためにも、当社グループは、費用対効果を見極めながら、広告宣伝活動及び広報活動に取り組んでまいります。

##### ③ インバウンド対応を含めた海外向け事業の強化拡大

新型コロナウイルス感染拡大により、世界的な旅行需要の減少が生じておりますが、感染拡大以前に生じていた日本国内へのインバウンドの増加や、世界的なLCCのシェア拡大といった傾向については、収束後には再び継続するものと見込まれます。

当社グループでは、このような状況に対応するため、当社グループが提供する旅行比較サイトの多言語化展開を加速度的に推進し、日本国外のユーザーに対して充実した旅行情報サービスを提供することによって、訪日外客のみならず外国から外国への旅行を企図するユーザーの取り込みを図ってまいります。

#### ④ 新サービス及び新規事業の展開

多様化するユーザーのニーズに応えるため、当社グループは常に新しいサービスの提供を検討し、実施しております。

伝統工芸作品紹介サイト「GALLERY JAPAN」を契機とした工芸品関連事業をはじめ、国内・海外向け事業を問わず、新規事業の発掘、展開及び早期の収益化に取り組み、当社グループの事業基盤をより強固なものとするよう努めてまいります。

#### ⑤ 技術革新への対応

当社グループは、競争の激しいインターネット市場において継続的に成長を遂げるべく、新しい技術・事業モデルへの対応を継続的に行うことが重要な課題であると認識しております。インターネット市場においては、技術革新が絶え間なく行われており、スマートフォンやタブレットの普及率が向上し、関連するマーケットが拡大しております。このような事業環境のもとで当社グループが事業を継続的に拡大していくためには、スマートフォンやタブレットに限らず、次々と登場する新技術に適時に対応していくことが必要であり、常に先端技術の探求と普及に努め最適な商品やサービスを提供してまいります。

#### ⑥ 人材の確保及び育成

当社グループは、技術革新と市場の拡大が同時進行しているインターネット市場においては従業員の数及び質が競争力を左右する大きな要因であり、優秀な人材の採用及び継続的な育成が重要な課題であると認識しております。引き続き人材の採用や教育に注力するとともに、働き甲斐のある職場環境の構築に努めてまいります。

### (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

| 事業区分   | 事業内容                        |
|--------|-----------------------------|
| 旅行関連事業 | 旅行比較サイト「トラベルコ」「Travelko」の運営 |



(6) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

① 当社

|   |   |                         |
|---|---|-------------------------|
| 本 | 社 | 東京都港区赤坂二丁目17番7号         |
| 営 | 業 | 所 大阪府大阪市北区曽根崎新地二丁目3番13号 |

② 子会社

|   |   |   |   |   |   |   |   |                  |
|---|---|---|---|---|---|---|---|------------------|
| ホ | テ | ル | ス | キ | ツ | プ | 社 | 東京都渋谷区本町一丁目21番1号 |
| 株 | 式 | 会 | 社 |   |   |   |   |                  |

(7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

|   |   |   |            |             |
|---|---|---|------------|-------------|
| 使 | 用 | 人 | 数          | 前連結会計年度末比増減 |
|   |   |   | 179 (14) 名 | 13名増 (1名増)  |

(注) 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数    | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|------------|-----------|---------|-------------|
| 166 (12) 名 | 9名増 (1名増) | 35.7歳   | 4.8年        |

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 122,400,000株
- ② 発行済株式の総数 31,260,000株
- ③ 株主数 6,490名(うち単元未満株主数546名)
- ④ 大株主

| 株 主 名                                                                   | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------|---------|
| 関 根 大 介                                                                 | 16,591,000株 | 53.49%  |
| 株 式 会 社 ザ ・ パ ス ・ イ ン ベ ス ト メ ン ト                                       | 1,740,000株  | 5.61%   |
| 株 式 会 社 C H I N T A I                                                   | 1,595,000株  | 5.14%   |
| 日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                       | 1,423,700株  | 4.59%   |
| 日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )                           | 980,300株    | 3.16%   |
| THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051                                      | 696,600株    | 2.24%   |
| 佐 藤 茂                                                                   | 690,000株    | 2.22%   |
| 野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 投 信 口 )                                           | 331,600株    | 1.06%   |
| B B H F O R G R A N D E U R P E A K<br>INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND | 248,000株    | 0.79%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)                              | 232,081株    | 0.74%   |

- (注) 1. 当社は、自己株式を246,363株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

| 会社における地位      | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                            |
|---------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代 表 取 締 役 社 長 | 関 根 大 介 |                                                    |
| 取 締 役         | 小 柳 大 介 | 事業本部長<br>ホテルスキップ株式会社 取締役                           |
| 取 締 役         | 鈴 木 秀 明 | 管理本部長<br>ホテルスキップ株式会社 取締役                           |
| 取 締 役         | 清 水 淳 子 | みどり共同法律事務所 弁護士                                     |
| 取 締 役         | 小 出 一 郎 | 和田倉門法律事務所 弁護士                                      |
| 常 勤 監 査 役     | 林 房 雄   | ホテルスキップ株式会社 監査役                                    |
| 監 査 役         | 松 田 道 春 | 松田公認会計士事務所 所長<br>マニー株式会社 取締役<br>株式会社サイゼリヤ 取締役監査等委員 |
| 監 査 役         | 原 口 純   | 原口会計事務所 所長<br>株式会社ベスパコンサルティング 代表取締役                |

- (注) 1. 取締役清水淳子氏及び取締役小出一郎氏は、社外取締役であります。
2. 監査役松田道春氏及び監査役原口純氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役林房雄氏、監査役松田道春氏及び監査役原口純氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役林房雄氏は、過去に当社の経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
  - ・監査役松田道春氏及び監査役原口純氏は、公認会計士の資格を有しております。
4. 当社は、取締役清水淳子氏、取締役小出一郎氏、監査役松田道春氏及び監査役原口純氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令で定める額を限度とする契約を締結することができる旨を定款に定めております。当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役2名及び社外監査役2名と責任限定契約を締結しております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等

### イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分        | 員 数         | 報 酬 等 の 額               |
|------------|-------------|-------------------------|
| 取（うち社外取締役） | 5名<br>(2名)  | 99,858千円<br>(6,600千円)   |
| 監（うち社外監査役） | 6名<br>(4名)  | 15,480千円<br>(6,600千円)   |
| 合（うち社外役員計） | 11名<br>(6名) | 115,338千円<br>(13,200千円) |

- (注) 1. 上表には、2019年6月26日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名（うち社外監査役2名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第17回定時株主総会において、年額300,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2014年6月26日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただいております。

### ロ. 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役清水淳子氏は、みどり共同法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役小出一郎氏は、和田倉門法律事務所所属の弁護士であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役松田道春氏は、松田公認会計士事務所の所長、マニー株式会社の取締役、株式会社サイゼリヤの取締役監査等委員であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。
- ・監査役原口純氏は、原口会計事務所の所長、株式会社ベスパコンサルティングの代表取締役であります。当社と兼職先との間に特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

|             | 出席状況及び発言状況                                                                                                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 清水 淳子   | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営に関し適宜発言を行っております。                              |
| 取締役 小 出 一 郎 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。出席した取締役会において、弁護士としての専門的見地から、当社の事業運営に関し適宜発言を行っております。                              |
| 監査役 松 田 道 春 | 2019年6月26日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |
| 監査役 原 口 純   | 2019年6月26日に就任以降、当事業年度に開催された取締役会13回の全てに、また、監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。 |

(注) 上記の取締役会回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

##### ② 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 21,000千円 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 21,000千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査内容等の概要や報酬見積りの算定根拠を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### ③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### ④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

#### (5) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については特に定めておりません。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       | 科 目           | 金 額       |
|-----------------|-----------|---------------|-----------|
| (資 産 の 部)       |           | (負 債 の 部)     |           |
| 流 動 資 産         | 6,182,552 | 流 動 負 債       | 565,102   |
| 現 金 及 び 預 金     | 5,650,668 | 買 掛 金         | 43,300    |
| 売 掛 金           | 402,714   | 未 払 法 人 税 等   | 253,226   |
| そ の 他           | 129,526   | そ の 他         | 268,575   |
| 貸 倒 引 当 金       | △356      | 固 定 負 債       | 55,476    |
| 固 定 資 産         | 562,022   | 資 産 除 去 債 務   | 41,358    |
| 有 形 固 定 資 産     | 129,444   | そ の 他         | 14,118    |
| 建 物             | 62,161    | 負 債 合 計       | 620,579   |
| 工 具、器 具 及 び 備 品 | 67,282    | (純 資 産 の 部)   |           |
| 無 形 固 定 資 産     | 5,163     | 株 主 資 本       | 6,122,480 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 427,414   | 資 本 金         | 648,292   |
| 投 資 有 価 証 券     | 2,645     | 資 本 剰 余 金     | 473,388   |
| 繰 延 税 金 資 産     | 142,979   | 利 益 剰 余 金     | 5,018,245 |
| そ の 他           | 281,789   | 自 己 株 式       | △17,445   |
| 資 産 合 計         | 6,744,574 | その他の包括利益累計額   | 1,514     |
|                 |           | その他有価証券評価差額金  | 1,514     |
|                 |           | 純 資 産 合 計     | 6,123,995 |
|                 |           | 負 債 純 資 産 合 計 | 6,744,574 |



連結損益計算書

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額       |
|-----------------|-----------|
| 売上高             | 4,936,987 |
| 売上原価            | 651,581   |
| 売上総利益           | 4,285,406 |
| 販売費及び一般管理費      | 2,746,991 |
| 営業利益            | 1,538,415 |
| 営業外収益           |           |
| 受取利息            | 6         |
| 受取配当金           | 12        |
| 為替差益            | 1,338     |
| 保険配当金           | 818       |
| その他             | 233       |
| 経常利益            | 2,408     |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,540,823 |
| 法人税、住民税及び事業税    | 564,013   |
| 法人税等調整額         | 51,400    |
| 当期純利益           | 615,414   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 925,409   |
|                 | 925,409   |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目               | 金 額       | 科 目                     | 金 額       |
|-------------------|-----------|-------------------------|-----------|
| (資 産 の 部)         |           | (負 債 の 部)               |           |
| 流 動 資 産           | 5,926,352 | 流 動 負 債                 | 395,117   |
| 現 金 及 び 預 金       | 5,516,623 | 買 掛 金                   | 6,886     |
| 売 掛 金             | 367,152   | 未 払 金                   | 40,702    |
| 前 払 費 用           | 39,351    | 未 払 費 用                 | 47,876    |
| そ の 他             | 3,518     | 未 払 法 人 税 等             | 239,086   |
| 貸 倒 引 当 金         | △293      | 未 払 消 費 税 等             | 28,767    |
| 固 定 資 産           | 561,210   | 前 受 金                   | 1,646     |
| 有 形 固 定 資 産       | 129,205   | 預 り 金                   | 12,324    |
| 建 物               | 61,922    | 株 主 優 待 引 当 金           | 17,829    |
| 工 具 、 器 具 及 び 備 品 | 67,282    | 固 定 負 債                 | 52,235    |
| 無 形 固 定 資 産       | 5,163     | 資 産 除 去 債 務             | 40,400    |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 4,886     | そ の 他                   | 11,835    |
| 電 話 加 入 権         | 276       | 負 債 合 計                 | 447,353   |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 426,842   | (純 資 産 の 部)             |           |
| 投 資 有 価 証 券       | 2,645     | 株 主 資 本                 | 6,038,695 |
| 関 係 会 社 株 式       | 18,879    | 資 本 金                   | 648,292   |
| 差 入 保 証 金         | 135,401   | 資 本 剰 余 金               | 473,388   |
| 長 期 前 払 費 用       | 4,750     | 資 本 準 備 金               | 472,036   |
| 保 険 積 立 金         | 120,186   | そ の 他 資 本 剰 余 金         | 1,352     |
| 繰 延 税 金 資 産       | 142,979   | 利 益 剰 余 金               | 4,934,460 |
| そ の 他             | 2,000     | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 4,934,460 |
| 資 産 合 計           | 6,487,563 | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 4,934,460 |
|                   |           | 自 己 株 式                 | △17,445   |
|                   |           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 1,514     |
|                   |           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,514     |
|                   |           | 純 資 産 合 計               | 6,040,209 |
|                   |           | 負 債 純 資 産 合 計           | 6,487,563 |

# 損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)  
(2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目          | 金 額       |
|--------------|-----------|
| 売上高          | 4,742,931 |
| 売上原価         | 616,254   |
| 売上総利益        | 4,126,676 |
| 販売費及び一般管理費   | 2,642,395 |
| 営業利益         | 1,484,281 |
| 営業外収益        |           |
| 受取手数料        | 1,200     |
| 保険配当金        | 818       |
| その他の         | 211       |
| 営業外費用        |           |
| 為替差損         | 250       |
| 経常利益         | 1,486,260 |
| 税引前当期純利益     | 1,486,260 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 546,869   |
| 法人税等調整額      | 51,559    |
| 当期純利益        | 887,831   |

招集ご通知

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社オープンドア  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
東京事務所

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐々田 | 博 信 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊 藤 | 裕 之 ㊞ |

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オープンドアの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オープンドア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社オープンドア  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トー マ ツ  
東京事務所

|                    |       |     |       |
|--------------------|-------|-----|-------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 佐々田 | 博 信 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 伊 藤 | 裕 之 ㊞ |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オープンドアの2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 計算書類等に対する意見を表明するために、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、構成単位の財務情報に関する監査の指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席するほか、その子会社の取締役及び使用人と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。



2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

|            |       |
|------------|-------|
| 株式会社オーブンドア | 監査役会  |
| 常勤監査役 林    | 房 雄 ㊞ |
| 社外監査役 松 田  | 道 春 ㊞ |
| 社外監査役 原 □  | 純 ㊞   |

以 上

株主総会参考書類

第 1 号議案 取締役1名選任の件

取締役小柳大介氏から第23回定時株主総会終結の時をもって辞任したい旨の申し出がありましたので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任をお願いする取締役候補者は、取締役小柳大介氏の後任として選任されることとなりますので、その任期は当社定款の定めにより、退任する取締役の任期満了である第24回定時株主総会の終結の時までとなります。

取締役候補者は次の通りであります。

| 氏 名<br>(生 年 月 日)                                                                                                                                 | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位 及 び 担 当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 所有する当<br>社の株式数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| はや ざか たい すけ<br>早 坂 泰 祐<br>(1971年5月15日)                                                                                                           | 1995年10月 株式会社TCT入社<br>1997年11月 株式会社エイチ・アイ・エス入社<br>2000年 6 月 スカイゲート株式会社（現 株式会社エアトリインター<br>ナショナル） 出向<br>2002年 5 月 ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社入社<br>（現 株式会社エアトリインターナショナルに出向）<br>2007年 8 月 株式会社ディー・エヌ・エー入社<br>（現 株式会社エアトリインターナショナルに出向）<br>2015年 7 月 株式会社DeNAトラベル（現 株式会社エアトリインタ<br>ーナショナル） 取締役就任<br>2018年10月 WILLER株式会社入社<br>2019年10月 当社入社 事業推進部部長就任（現任） | 0株             |
| 候補者とした理由<br>早坂泰祐氏は、20年以上にわたりオンライン旅行業界に携わり、旅行業界に対する豊富な経験、実績、見識を有しております。このような豊富な経験、実績、見識は当社取締役会の意思決定に資するとともに、取締役事業本部長として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |

（注）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

## 第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者芳賀雄一郎氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者宮本康平氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任監査役の任期が満了する時までとなります。また、本選任の効力は、次期定時株主総会開始の時までとなります。

本選任につきましては、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                    | 所有する当社の株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 芳賀雄一郎<br>(1976年11月5日)                                                                                                                                                             | 2002年2月 株式会社ガリバーインターナショナル(現 株式会社IDOM) 入社<br>2005年2月 イービーエス株式会社入社<br>2011年1月 Gogo Tours co.,LTD入社<br>2014年12月 シルバーレイクジャパン株式会社入社<br>2018年6月 当社入社 内部監査室主任就任(現任) | 0株         |
|       | 候補者とした理由<br>芳賀雄一郎氏は、当社内部監査室において監査業務に従事しており、豊富な経験、実績、見識を有しております。これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。                                                                     |                                                                                                                                                              |            |
| 2     | 宮本康平<br>(1984年9月20日)                                                                                                                                                              | 2007年4月 オリックス株式会社入社<br>2012年2月 有限責任監査法人トーマツ入所<br>2013年11月 公認会計士登録<br>2019年1月 宮本公認会計士事務所代表就任(現任)                                                              | 0株         |
|       | 候補者とした理由<br>宮本康平氏は、公認会計士としての豊富な経験と専門知識を有しており、これらを当社の監査体制強化に活かしていただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。 |                                                                                                                                                              |            |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 宮本康平氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 当社は、宮本康平氏の選任が承認可決され、かつ社外監査役に就任した場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同氏と会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額になります。
4. 宮本康平氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認可決され、かつ同氏が社外監査役に就任した場合には、独立役員として指定する予定であります。

### 第3号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

#### 1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、あわせて当社の取締役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対してストック・オプションを付与することについてご承認をお願いするとともに、ストック・オプションとして交付される新株予約権の具体的内容のご承認をお願いするものであります。

#### 2. スtock・オプションに関する報酬等の額

当社の取締役に対する報酬は、会社法第361条1項に基づき、2014年6月26日開催の第17回定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、年額300,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とすることをご承認いただき、今日に至っております。

このたび、当社の業績向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆様の利益を重視した業務展開を図ることを目的として、かかる金銭報酬の額とは別枠にて、取締役（社外取締役を除く）に対して年額30,000千円以内の範囲内でストック・オプションとして1年間に取締役に対して発行するための報酬等につき、ご承認をお願いするものであります。

当社の取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個あたりの公正価値に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの新株予約権1個あたりの公正価値の算定につきましては、割当日における当社株価及び行使価値等の諸条件をもとに、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしております。

なお、現在の取締役は5名（うち、社外取締役は2名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されました後も現在と同様に、取締役は5名（うち、社外取締役は2名）となります。

#### 3. 報酬等の内容（ストック・オプション報酬として1年間に発行する新株予約権の内容）

##### （1）新株予約権の数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の数の上限は600個とする。

##### （2）新株予約権の目的である株式の種類及び数

各事業年度に係る定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は60,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は100株とする。

また、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

(3) 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権 1 個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される 1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権を割り当てる日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値（1円未満の端数は切り上げ）とする。ただし、その価額が本新株予約権の割当日の終値（取引が成立していない場合はそれに先立つ直近取引日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合等を行うことにより、行使価額の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後 2 年を経過した日から当該付与決議の日後 10 年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- ② その他の新株予約権の行使の条件は、取締役会決議により決定する。

(8) その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

#### 第4号議案 監査役の報酬額改定の件

当社監査役の報酬等の額は、2014年6月26日開催の第17回定時株主総会において、年額100,000千円以内と決議いただき今日に至っておりますが、その後の経済情勢の変化等諸般の事情を考慮いたしまして、監査役の報酬等の額を年額50,000千円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

以 上

招集  
ご通知

事業  
報告

連結  
計算書  
類

計算  
書類

監査  
報告

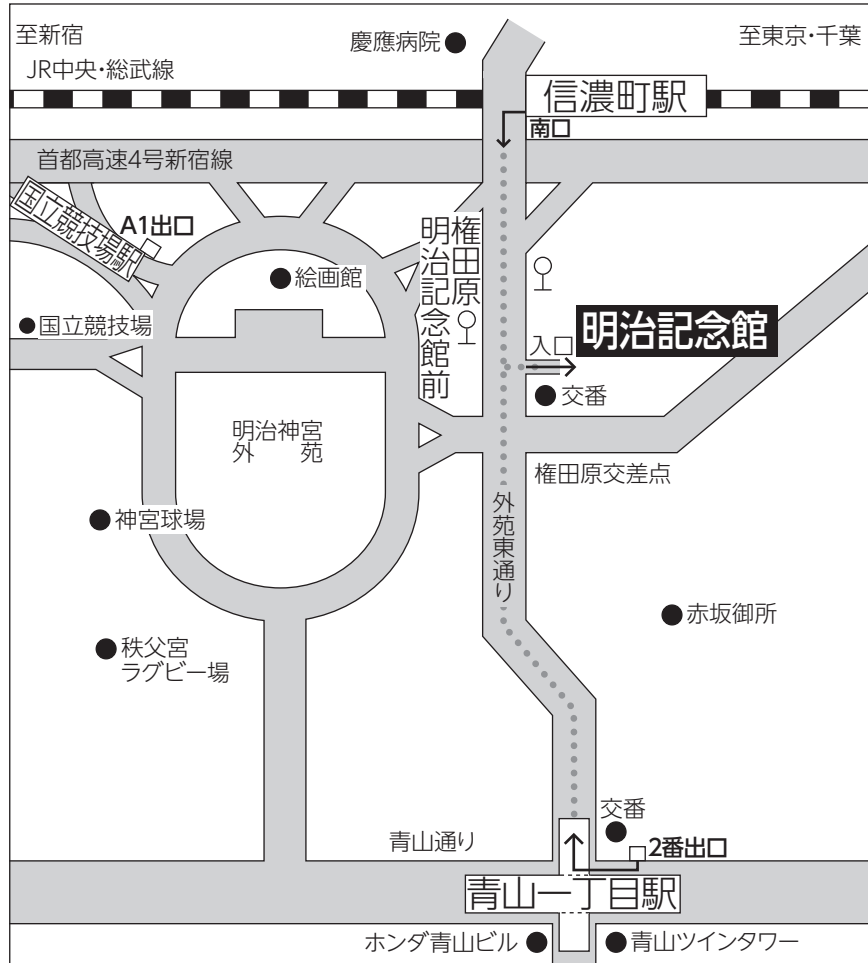
株主  
総会参  
考書類

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区元赤坂二丁目2番23号

明治記念館 2階 鳳凰の間

TEL 03-3403-1171



## ■交通のご案内

J R 中央・総武線 信濃町駅より 徒歩約5分  
地下鉄銀座線・半蔵門線・大江戸線 青山一丁目駅  
2番出口より 徒歩約10分  
地下鉄大江戸線 国立競技場駅  
A1出口より 徒歩約10分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。